

# EOA（Event Organisation Agreement）及びEOAに係る覚書の締結について

## 1 概要

- EOAは、東京2025世界陸上に関する、WA（World Athletics）と世界陸上財団、日本陸連との間における権利義務関係や大会要件等基本的な事項を定める契約
- 東京2025世界陸上においては、適正性を確保した大会準備・運営を進めるため、WAと世界陸上財団及び日本陸連が適切に協議できる仕組みとなるよう、大会に関する重要事項の変更やサービスレベルの適正化に向けた共同評価などを定めたEOAに係る覚書を締結

## 2 契約主体

WA、世界陸上財団、日本陸連

## 3 締結年月日

令和6年1月16日

## 4 EOAの主な内容

誠実協議	・ WA、世界陸上財団、日本陸連は大会の企画及び開催にあたり誠実に協力し合う
知的財産権	・ 世界陸上財団及び日本陸連へのプロモーションに関する知的財産権（ロゴ、イベントルック等）の使用許諾
マーケティング権	・ カテゴリーリリース契約の締結      ・ スポンサーの獲得等
契約の解除	・ 世界陸上財団、日本陸連による重要な義務違反や不可抗力などに基づく契約の解除
保険	・ 大会の企画及び運用を補償するため、大会中止保険や第三者損害賠償保険等の加入
運営要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メインスタジアム、ウォームアップ会場等の提供</li> <li>・ 選手等大会関係者への輸送・宿泊、セキュリティ等の提供</li> <li>・ 審判・競技用備品等の手配など競技関係にかかる事項</li> <li>・ 医療サービスの提供やアンチドーピングの実施</li> <li>・ チケット運営業務やプロモーション計画の策定</li> <li>・ メディアセンター、記者会見、ミックスゾーン等の運営</li> </ul>

### 〔EOAに係る覚書の主な内容〕

誠実協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EOAにおける協議事項には、会場の変更その他重要な事項の変更に関する誠実協議を含む</li> <li>・ イベントの成功及び持続的な開催に向け、サービスレベルについて、当事者間において最適化、合理化の観点から、共同で評価及び協議</li> </ul>
知的財産権	・ 日本陸連及び世界陸上財団、又は世界陸上財団が指定する第三者が、契約期間後、レガシー目的において、知的財産権を使用可能にする